

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究科の研究科長、副研究科長及び講座代表者に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科規程第15条の規定に基づき、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科（以下「研究科」という。）の研究科長、副研究科長及び講座代表者について必要な事項を定める。

(研究科長)

第2条 研究科長は、研究科の教育研究及び運営に関する事項を掌理する。

- 2 研究科長の選出方法等については、研究科長選考規程の定めるところによる。
- 3 研究科長に支障のあるときは、次条に定める副研究科長のうちから、あらかじめ研究科長が指名する者が、その職務を代行する。

(副研究科長)

第3条 各構成大学に、研究科長を補佐するとともに、当該構成大学内における教育研究及び運営に関する総括を行うため、副研究科長各1名を置く。

- 2 大阪大学（以下「本学」という。）の副研究科長は、教授会構成員である本学の専任教授の中から、研究科長が指名する。
- 3 本学以外の構成大学の副研究科長は、研究科の専任教授の中から、当該構成大学からの推薦により研究科長が指名する。
- 4 副研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(講座代表者)

第4条 各講座に、当該講座における教育研究及び運営に関する連絡調整を行うため、講座代表者各1名を置く。

- 2 講座代表者は、研究科の専任教員又は兼任教員の中から、各講座毎に選出する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、研究科長、副研究科長及び講座代表者に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。